

可茂消防事務組合議会

第1回定例会議案

令和6年3月13日

目 次

議案番号	議案名	ページ
議第 1 号	可茂消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例 について	----- 1
議第 2 号	令和 5 年度可茂消防事務組合一般会計補正予算（第 2 号）	----- 1 1
議第 3 号	令和 6 年度可茂消防事務組合市町村分担金について	----- 2 1
議第 4 号	令和 6 年度可茂消防事務組合一般会計予算	----- 2 3

議第 1 号

可茂消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例について
可茂消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

令和 6 年 3 月 1 3 日提出

可茂消防事務組合
管理者 藤 井 浩 人

記

可茂消防事務組合手数料条例の一部を改正する条例
可茂消防事務組合手数料条例（平成 1 2 年可茂消防事務組合条例第 3 号）の一部
を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第 2 条関係）			別表（第 2 条関係）		
標準事務	手数料を徴 収する事務	金額	標準事務	手数料を徴 収する事務	金額
1（略）			1（略）		
2 消防法第11 条第1項前段 の規定に基 づく危険物 の製造所、貯 蔵所又は取 扱所の設置 の許可に関 する事務	1（略） 2 消防法第11 条第1項前段 の規定に基 づく貯蔵所 の設置の許 可の申請に 対する審査	イ～ニ（略） ホ 浮き屋根式 特定屋外タン ク貯蔵所及び 浮き蓋付特定 屋外タンク貯 蔵所の設置の 許可の申請に 係る審査 次 に掲げる浮き 屋根式特定屋 外タンク貯蔵 所及び浮き蓋 付特定屋外タ	2 消防法第11 条第1項前段 の規定に基 づく危険物 の製造所、貯 蔵所又は取 扱所の設置 の許可に関 する事務	1（略） 2 消防法第11 条第1項前段 の規定に基 づく貯蔵所 の設置の許 可の申請に 対する審査	イ～ニ（略） ホ 浮き屋根式 特定屋外タン ク貯蔵所及び 浮き蓋付特定 屋外タンク貯 蔵所の設置の 許可の申請に 係る審査 次 に掲げる浮き 屋根式特定屋 外タンク貯蔵 所及び浮き蓋 付特定屋外タ

	<p>ンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,450,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,720,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大</p>		<p>ンク貯蔵所の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,180,000円</u></p> <p>(2) 危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>1,410,000円</u></p> <p>(3) 危険物の貯蔵最大</p>
--	---	--	---

数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,920,000円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 2,360,000円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き

数量が10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,590,000円

(4) 危険物の貯蔵最大数量が50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 1,950,000円

(5) 危険物の貯蔵最大数量が100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満の浮き

	<p>屋根式特定 屋外タンク 貯蔵所及び 浮き蓋付特 定屋外タン ク貯蔵所</p> <p><u>2,740,000</u></p> <p>円</p> <p>(6) 危険物 の貯蔵最大 数量が200, 000キロリ ットル以上 300,000キ ロリットル 未満の浮き 屋根式特定 屋外タンク 貯蔵所及び 浮き蓋付特 定屋外タン ク貯蔵所</p> <p><u>5,640,000</u></p> <p>円</p> <p>(7) 危険物 の貯蔵最大 数量が300, 000キロリ ットル以上 400,000キ ロリットル 未満の浮き 屋根式特定 屋外タンク 貯蔵所及び 浮き蓋付特</p>		<p>屋根式特定 屋外タンク 貯蔵所及び 浮き蓋付特 定屋外タン ク貯蔵所</p> <p><u>2,270,000</u></p> <p>円</p> <p>(6) 危険物 の貯蔵最大 数量が200, 000キロリ ットル以上 300,000キ ロリットル 未満の浮き 屋根式特定 屋外タンク 貯蔵所及び 浮き蓋付特 定屋外タン ク貯蔵所</p> <p><u>4,550,000</u></p> <p>円</p> <p>(7) 危険物 の貯蔵最大 数量が300, 000キロリ ットル以上 400,000キ ロリットル 未満の浮き 屋根式特定 屋外タンク 貯蔵所及び 浮き蓋付特</p>
--	--	--	--

		定屋外タンク貯蔵所 <u>7,240,000</u> 円 (8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>8,790,000</u> 円 へ～ヲ (略)			定屋外タンク貯蔵所 <u>5,820,000</u> 円 (8) 危険物の貯蔵最大数量が400,000キロリットル以上の浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 <u>7,070,000</u> 円 へ～ヲ (略)
	3 (略)			3 (略)	
3～15 (略)			3～15 (略)		
16 高压ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可に関する事務	高压ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者 (口に掲げる者を除く。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額	16 高压ガス保安法 (昭和26年法律第204号) 第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可に関する事務	高压ガス保安法第5条第1項の規定に基づく高压ガスの製造の許可の申請に対する審査	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 イ 高压ガス保安法第5条第1項第1号に該当する者 (口に掲げる者を除く。) 次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1)～(9) (略)
ロ 同号に該当する者であつて移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。以下この項、17の項及び22の項において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつて

(1)～(9) (略)
ロ 同号に該当する者であつて移動式製造設備（高压ガスの製造のための設備で移動することができるように設計したものをいう。_____17の項及び22の項において同じ。）のみを使用して高压ガスの製造をするもの次に掲げる設備の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

		は、6,000円)			
		(1)～(10) (略)			(1)～(10) (略)
		ハ (略)			ハ (略)
17～19 (略)			17～19 (略)		
20 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査に関する事務	1 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	16の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額 (高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	20 高圧ガス保安法第20条第1項及び第3項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査に関する事務	1 高圧ガス保安法第20条第1項の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の完成検査	16の項の右欄に掲げる高圧ガスの製造の許可の申請を行う者及び設備の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の4分の3に相当する金額 (高圧ガス保安法第5条第1項の許可に係る液化石油ガスの製造のための施設であつて、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律
		第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)			(昭和42年法律第149号) 第37条の3第1項の完成検査を受け、同法第37条の技術上の基準に適合していると認められたものの完成検査にあつては、6,100円)
	2～4 (略)			2～4 (略)	
21～22 (略)			21～22 (略)		
23 高圧ガス保安法施行	(略)	イ～ニ (略)	23 高圧ガス保安法施行	(略)	イ～ニ (略)

		た液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	
	2 (略)		

34～38 (略)

39 再交付に関する事務	1 危険物の規制に関する政令_____第8条第4項の規定に基づく完成検査済証の再交付	300円
--------------	--	------

2 (略)

	3 <u>可茂消防事務組合防火管理講習に関する要綱</u> （令和5年可茂消防事務組合訓令甲第2号）第11条第1項の規	300円
--	---	------

		た液化石油ガスに係る施設（以下この項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	
	2 (略)		

34～38 (略)

39 再交付に関する事務	1 危険物の規制に関する政令 <u>（昭和34年政令第306号）</u> 第8条第4項の規定に基づく完成検査済証の再交付	300円
--------------	--	------

2 (略)

	3 <u>可茂消防事務組合防火管理講習事務処理要綱</u> （平成3年可茂消防事務組合訓令乙第1号）第5条第1項の規	300円
--	--	------

	定に基づく 防火管理講 習修了証の 再交付			定に基づく 防火管理講 習修了証の 再交付	
40 (略)			40 (略)		
備考 1 (略)			備考 1 (略)		
2 (略)			2 (略)		

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の可茂消防事務組合手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を受理するものから適用し、同日前までに申請を受理したものについては、なお従前の例による。

議第2号

令和5年度可茂消防事務組合一般会計補正予算（第2号）

令和5年度可茂消防事務組合の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,884,763千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月13日提出

可茂消防事務組合

管理者 藤井 浩人

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		30,000	△ 30,000	0
	1 基金繰入金	30,000	△ 30,000	0
7 繰越金		52,763	50,000	102,763
	1 繰越金	52,763	50,000	102,763
歳入合計		2,864,763	20,000	2,884,763

2 歳出

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 消防費		492,568	20,000	512,568
	1 消防費	492,568	20,000	512,568
歳出合計		2,864,763	20,000	2,884,763

予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
6 繰入金	30,000	△ 30,000	0
7 繰越金	52,763	50,000	102,763
歳入合計	2,864,763	20,000	2,884,763

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
3 消防費	492,568	20,000	512,568
歳出合計	2,864,763	20,000	2,884,763

(単位：千円)

補正額の財源内訳				
特定財源				一般財源
国庫支出金	県支出金	組合債	その他	
				20,000
				20,000

2 歳入

(款) 6 繰入金

(項) 1 基金繰入金

款 項 目			補正前の額	補正額	計
6		繰入金	30,000	△ 30,000	0
	1	基金繰入金	30,000	△ 30,000	0
		1	財政調整基金繰入金	30,000	△ 30,000

(款) 7 繰越金

(項) 1 繰越金

款 項 目			補正前の額	補正額	計
7		繰越金	52,763	50,000	102,763
	1	繰越金	52,763	50,000	102,763
		1	繰越金	52,763	50,000

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 財政調整基金繰入金	△ 30,000	1 財政調整基金繰入金

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 繰越金	50,000	1 令和4年度繰越金

3 歳出

(款) 3 消防費

(項) 1 消防費

款 項 目			補正前の額	補正額	計
3		消防費	492,568	20,000	512,568
	1	消防費	492,568	20,000	512,568
	2	施設費	412,167	20,000	432,167

(単位：千円)

補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
特定財源				区分	金額	
国県支出金	地方債	その他				
			20,000			
			20,000			
			20,000	24 積立金	20,000	
					1 消防施設整備基金 20,000	

議第 3 号

令和 6 年度可茂消防事務組合市町村分担金について
令和 6 年度可茂消防事務組合の市町村分担金は、別紙のとおりとする。

令和 6 年 3 月 1 3 日提出

可茂消防事務組合
管理者 藤 井 浩 人

令和6年度 市町村別分担金算出表

(単位:千円)

市町村名	調整率適用後の 基準財政需要額	基準財政需要額 割合	令和6年度 一般分担金	令和5年度 一般分担金	比 較	令和6年度 特別分担金	令和5年度 特別分担金	比 較	令和6年度 分担金(総額) (C)+(F)	令和5年度 分担金(総額) (D)+(G)	比 較
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)	(K)
美濃加茂市	730,911	20.8815%	538,304	532,862	5,442	192	192	0	538,496	533,054	5,442
可児市	1,181,124	33.7437%	869,879	866,606	3,273			0	869,879	866,606	3,273
坂祝町	165,130	4.7176%	121,615	120,925	690	192	192	0	121,807	121,117	690
富加町	163,474	4.6703%	120,396	116,954	3,442	192	192	0	120,588	117,146	3,442
川辺町	228,533	6.5290%	168,311	167,768	543	192	192	0	168,503	167,960	543
七宗町	145,630	4.1605%	107,253	101,282	5,971	192	192	0	107,445	101,474	5,971
八百津町	254,981	7.2846%	187,790	186,636	1,154	192	192	0	187,982	186,828	1,154
白川町	226,539	6.4720%	166,842	164,921	1,921	192	192	0	167,034	165,113	1,921
東白川村	92,213	2.6344%	67,912	64,031	3,881			0	67,912	64,031	3,881
御嵩町	311,748	8.9064%	229,598	227,022	2,576	192	192	0	229,790	227,214	2,576
計	3,500,283	100%	2,577,900	2,549,007	28,893	1,536	1,536	0	2,579,436	2,550,543	28,893
算定基礎	調整率適用後の基 準財政需要額 (坂祝町-15%)	全基準財政需要額を 構成市町村で按分 (小数点4桁まで表 示)	令和6年度必要分担 金(特別分担金除く) を基準財政需要額割 合にて算定	令和5年度必要分担 金(特別分担金除く) を基準財政需要額割 合にて算定		令和6年度特別分担 金(集中制御装置)を 該当市町で均等割	令和5年度特別分担 金(集中制御装置)を 該当市町で均等割				

調整率=
0.000450869

議第4号

令和6年度可茂消防事務組合一般会計予算
令和6年度可茂消防事務組合の一般会計予算を、別冊のとおり定める。

令和6年3月13日提出

可茂消防事務組合
管理者 藤 井 浩 人

